

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>第10号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（日本産業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">届出食肉販売業者届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県食肉衛生検査所長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、住所、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="324 957 952 1316"><tr><td rowspan="2">食鳥とたいの 主な入手先</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">食鳥とたいの 主な販売先</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr></table> <p>注 食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添付してください。</p>	食鳥とたいの 主な入手先	住 所		氏名又は名称		食鳥とたいの 主な販売先	住 所		氏名又は名称		<p>第10号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（日本産業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">届出食肉販売業者届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県食肉衛生検査所長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、住所、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="1310 957 1937 1316"><tr><td rowspan="2">食鳥とたいの 主な入手先</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">食鳥とたいの 主な販売先</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr></table> <p>注 食品衛生法施行令第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添付してください。</p>	食鳥とたいの 主な入手先	住 所		氏名又は名称		食鳥とたいの 主な販売先	住 所		氏名又は名称	
食鳥とたいの 主な入手先		住 所																			
	氏名又は名称																				
食鳥とたいの 主な販売先	住 所																				
	氏名又は名称																				
食鳥とたいの 主な入手先	住 所																				
	氏名又は名称																				
食鳥とたいの 主な販売先	住 所																				
	氏名又は名称																				

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の第10号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。